

高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱

(平成8年5月30日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量の推進に資するため、生ごみ処理容器の購入者に対して、予算の範囲内で容器の購入費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象容器)

第2条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器（以下「容器」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 好気性処理容器 生ごみを土中の微生物を利用して好気性発酵により分解し堆肥化する容器をいう。
- (2) 嫌気性処理容器 生ごみを発酵促進剤を使用して嫌気性発酵により分解し堆肥化する容器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、指定販売業者（容器を販売する業者として市長が指定したものをいう。以下同じ。）で容器を購入し、及び使用する者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の住民票に記録されている者であって、現に当該地に居住しているものであること。
- (2) 前号の居住地において容器を設置し、適正に維持管理ができる者であること。
- (3) 当該容器による堆肥化物を適正に自家処理できる者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、容器1基につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度として、容器の購入価格（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

- (1) 好気性処理容器 2,000円
- (2) 嫌気性処理容器 1,500円

2 容器の基数は、前項各号に掲げる区分の容器を1世帯につき通算して2基までとする。

3 前項に規定する容器の基数の計算の方法は、次条の補助金の交付の申請に係る容器の基数に当該申請の日前5年間に当該補助金の交付の決定を受けた容器の基数を加えたものとする。

(交付申請)

第5条 指定販売業者で容器を購入し、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、容器の購入後3か月以内に、生ごみ処理容器購入補助金交付申請書（第1号様式）に当該容器の購入に係る領収書その他必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、生ごみ処理容器購入補助金交付決定書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正させることができる。

2 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、生ごみ処理容器購入補助金交付申請却下決定書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第 8 条 補助金は第 6 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を決定した後交付するものとする。

(協力義務)

第 9 条 補助決定者は、容器を有効に活用し、生ごみの有効利用とごみの減量化に努めるものとする。

(調査又は指導)

第 10 条 市長は、補助決定者に対し、容器の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第 11 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか補助金の交付が不相当と認められるとき。

(指定販売業者の指定)

第 12 条 指定販売業者の指定を受けようとする業者（以下「業者」という。）は、生ごみ処理容器指定販売業者指定申請書（第 4 号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の指定について次に掲げる要件を満たしていると認められる場合は、指定販売業者として指定するとともに、その旨を生ごみ処理容器指定販売業者指定通知書（第 5 号様式）により、業者に通知するものとする。

- (1) 容器を販売できること。
- (2) 本市に店舗を有すること。
- (3) 容器の設置及び使用方法についての説明・指導ができること。
- (4) 補助金交付についての事務に協力できること。
- (5) 申請者が希望した場合、容器を宅配できること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を備えていること。

3 市長は、第 1 項の申請について、前項の要件を満たさないと認められる場合は、生ごみ処理容器指定販売業者指定却下通知書（第 6 号様式）により業者に通知するものとする。

4 第 1 項の指定の有効期間は、別に定める。

5 前項の有効期間満了後引き続き指定販売業者の指定を受けようとする業者は、指定の更新を受けなければならない。

(指定販売業者の指定の取消し)

第 13 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、指定販売業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、指定販売業者の指定を受けたとき。
- (2) 前条第 2 項の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他指定販売業者としてふさわしくないと認められるとき。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 5 月 30 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による補助金の交付は、平成 8 年 8 月 1 日以後に容器を購入したものから適用する。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入の日（次項において「編入日」という。）前に鏡村生ごみ処理器具購入事業費補助金交付要綱（平成 13 年 4 月 1 日鏡村制定。以下「鏡村要綱」という。）又は土佐山村生ごみ処理容器等

購入費補助金交付要綱（平成 11 年 10 月 15 日土佐山村制定）の規定に基づき容器（電動式を除く。以下同じ。）に係る補助金の交付を受けた者については、この要綱の相当規定に基づき受けたものとみなす。

- 4 編入日前に、鏡村要綱の規定に基づき容器を購入した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

（春野町の編入に伴う経過措置）

- 5 春野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に春野町生ごみ処理容器設置補助金交付要綱（平成 7 年 6 月 1 日春野町制定。以下「春野町要綱」という。）の規定に基づき容器に係る補助金の交付を受けた者については、この要綱の相当規定に基づき補助金の交付を受けたものとみなす。

- 6 編入日前に、春野町要綱の規定に基づき容器を購入した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 18 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱第 4 条の規定は、この要綱の施行の日以後の容器の購入に係る補助金について適用し、同日前の容器の購入に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 11 月 1 日以後に補助金の交付決定を受けた申請者から適用し、同日前に交付決定を受けた申請者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 6 日から施行し、平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）附則第 1 項から第 6 項までの規定は、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱第 5 条の規定は、この要綱の施行の日以後の容器の購入に係る補助金について適用し、同日前の容器の購入に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき補助金の交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

- 3 改正前の要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の第 3 条第 1 号の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。